（業務規程）

第八十条の四　登録を受けた者（以下「登録安全管理審査機関」という。）は、安全管理審査の業務に関する規程（以下この節において「業務規程」という。）を定め、安全管理審査の業務の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　業務規程には、安全管理審査の実施方法、安全管理審査に関する料金の算定方法その他の経済産業省令で定める事項を定めておかなければならない。

（登録の取消し等）

第八十条の五　経済産業大臣は、登録安全管理審査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は期間を定めて安全管理審査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第五十一条第五項（第五十五条第六項において準用する場合を含む。）若しくは前条第一項の規定又は次条において準用する第七十一条、第七十二条、第七十四条、第七十五条第一項若しくは第七十九条の規定に違反したとき。

二　次条において準用する第六十八条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三　正当な理由がないのに次条において準用する第七十五条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四　次条において準用する第七十六条又は第七十七条の規定による命令に違反したとき。

五　不正の手段により登録を受けたとき。

（準用）

第八十条の六　第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十四条から第七十七条まで、第七十九条及び第八十条の規定は、登録安全管理審査機関に準用する。この場合において、第六十八条第二号及び第八十条第一項中「第七十八条」とあるのは「第八十条の五」と、第七十条第二項中「前三条の規定」とあるのは「第八十条の二及び第八十条の三の規定並びに第八十条の六において準用する第六十八条の規定」と、第七十一条の見出し及び第八十条第二項中「適合性確認」とあるのは「安全管理審査」と、第七十一条及び第七十七条中「適合性確認を」とあるのは「安全管理審査を」と、第七十一条第三項中「第六十九条第一項第二号」とあるのは「第八十条の三第一項第一号」と、第七十二条中「第六十九条第二項第二号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「その名称又は安全管理審査を行う事業所の所在地」と、第七十四条、第七十七条、第七十九条第一項及び第八十条第一項中「適合性確認の」とあるのは「安全管理審査の」と、第七十五条第二項中「特殊電気工作物設置者」とあるのは「使用前自主検査又は定期自主検査を行う電気工作物を設置する者」と、第七十六条中「第六十九条第一項各号」とあるのは「第八十条の三第一項各号」と、第八十条の見出し中「適合性確認業務」とあるのは「安全管理審査業務」と読み替えるものとする。

第百五条の次に次の一条を加える。

（調査の要請）

第百五条の二　経済産業大臣は、認定高度保安実施設置者その他の保安の確保上特に重要な者として経済産業省令で定める者において保安に係るサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）に関する重大な事態が生じ、又は生じた疑いがある場合において、必要があると認めるときは、独立行政法人情報処理推進機構に対し、その原因究明のための調査を要請することができる。

第百六条第七項中「小出力発電設備」を「小規模発電設備であるもの」に改め、同条第十一項中「おいて、」の下に「登録適合性確認機関又は」を加える。

第百七条第五項中「小出力発電設備」を「小規模発電設備」に改め、同条第八項中「職員に」の下に「、登録適合性確認機関」を加える。

第百八条第二項中「第七十八条」の下に「、第八十条の五」を加える。

第百十二条第一項第五号中「第八十条第一項」を「第八十条の六において読み替えて準用する第八十条第一項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

四の二　第五十五条の三の認定又はその更新を受けようとする者

五　第八十条第一項の規定により経済産業大臣の行う適合性確認を受けようとする者

第百十二条の二第三号中「第五十一条第三項」を「第四十八条の二第一項、第五十一条第三項」に改め、同条第四号中「第七十二条」及び「第七十四条」の下に「（第八十条の六において準用する場合を含む。）」を加え、同条第五号及び第六号中「安全管理審査」を「適合性確認」に改め、同条中第十一号を第十三号とし、第七号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の二号を加える。

七　第八十条の五の規定により登録を取り消し、又は安全管理審査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

八　第八十条の六において読み替えて準用する第八十条第一項の規定により経済産業大臣が安全管理審査の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行つていた安全管理審査の業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

第百十七条の二第十三号中「の規定による」を「又は第八十条の五の規定による適合性確認又は」に改める。

第百二十条第一号中「第四十三条第三項」の下に「、第四十六条第一項若しくは第二項」を、「第五十一条の二第三項」の下に「、第五十五条の七」を、「第七十四条」の下に「（第八十条の六において準用する場合を含む。）」を加え、同条第五号中「の規定」を「若しくは第五十五条の十一の規定」に改め、同条第八号の次に次の一号を加える。

八の二　第五十五条の十の規定に違反して保安規程を保存せず、又は保安規程の提出を拒んだとき。

第百二十条第十一号中「、第七十九条第一項又は第九十六条において準用する第七十九条第一項」を「又は第七十九条第一項（第八十条の六及び第九十六条において準用する場合を含む。）」に改め、同条第十二号中「、第七十九条第二項又は第九十六条において準用する第七十九条第二項」を「又は第七十九条第二項（第八十条の六及び第九十六条において準用する場合を含む。）」に改める。

第百二十六条中「第九十六条」を「第八十条の六及び第九十六条」に改める。

（情報処理の促進に関する法律の一部改正）

第五条　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項中第十四号を第十七号とし、第十一号から第十三号までを三号ずつ繰り下げ、第十号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第百五条の二に規定する調査を行うこと。

第五十一条第一項第九号の次に次の二号を加える。

十　高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第六十条の二に規定する調査を行うこと。

十一　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第百七十条の二に規定する調査を行うこと。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第十九条の規定　公布の日

二　第三条中ガス事業法第五十六条の次に一条を加える改正規定及び同法第百七十七条第一項第四号の改正規定　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日